

奈良県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 室生口大野停車場線
- 三 道路の区域

1 6 4			路線 番号	区 間
宇陀市室生大野（ 宇陀川左岸先）か ら 宇陀市室生大野二 三七〇番一先まで				
後	前		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル
	A	B		
六・九 ゝ 八・九	九・四 ゝ 一〇・〇	六・九 ゝ 八・九		
七九・五	八九・〇	七九・五	延長 メートル	
			備考	